



# 医師の働き方改革について

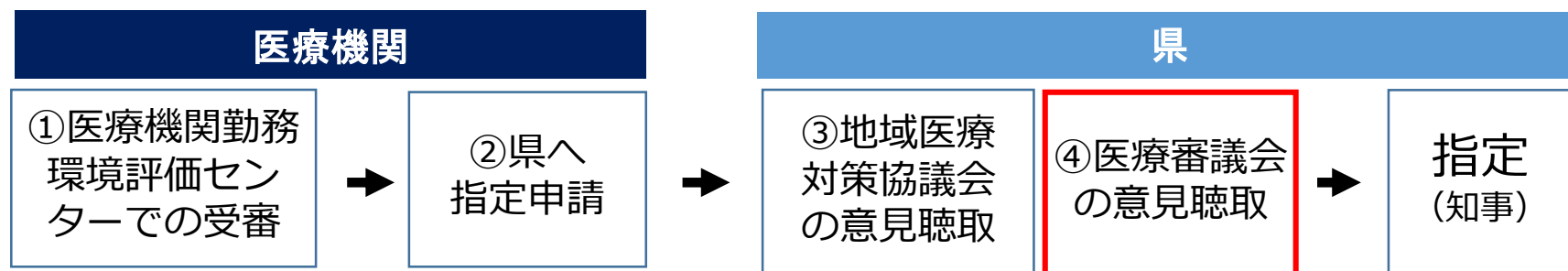
---

# 特定労務管理対象機関（特例水準）の指定について

令和6年度から、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超えざるを得ない医療機関は、知事から特例水準※の指定を受けることで、1,860時間を時間外・休日労働時間の上限とすることができます。

県は、地域医療対策協議会と医療審議会（医師の働き方改革部会）の意見を聴いて、指定を行います。（有効期間3年）

## 指定の流れ



※ 水準	対象となる医療機関
(A)	(全ての勤務医に原則的に適用される水準)
B	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
連携B	他の医療機関へ医師を派遣し、地域の医療提供体制を支える医療機関
C-1	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る研修医・専攻医のいる医療機関
C-2	一定の期間集中的に長時間労働し特定の高度技能の修得を図る医師のいる医療機関

## 申請医療機関数

## 6 病院

第 1 回部会 (R6.1.9)	指定を受けようとする水準 (事由)
県立志摩病院	B水準 (救急医療)
第 2 回部会 (R6.3.4)	指定を受けようとする水準 (事由)
市立四日市病院	B水準 (地域において特に必要※)
県立総合医療センター	B水準 (救急医療、地域において特に必要※)
三重中央医療センター	B水準 (救急医療)
伊勢赤十字病院	B水準 (救急医療、地域において特に必要※)
三重大学医学部附属病院	連携B水準 (医師の派遣) C-1水準 (臨床研修医の技能向上)

指定の事由 時間外・休日労働が長時間にならざるを得ない理由 (医療法の規定)

【B水準】 救急医療、在宅医療、※地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療

【連携B水準】 医師の派遣

【C-1水準】 臨床研修医、専攻医の技能向上

**B** 救急医療や、地域において当該病院以外で提供することが困難な医療を提供

**連携B** 県内の地域医療確保のために医師を派遣

**C-1** 臨床研修プログラムの実施

これらの医療提供、業務を行う上で、時間外・休日労働時間が長時間となる旨、申請のあったことについて、次の点から総合的に勘案し、やむを得ないものであるかどうか。

①申請者の勤務医師数、業務内容、時間外数

②宿日直許可の状況

③評価センターの評価結果

④地域医療対策協議会の意見

**⑤地域の医療提供体制に照らして、不可欠な業務・役割を担っていること**

## 協議結果について

それぞれの医療機関の指定の事由により長時間労働がやむを得ない状況であるとして、特例水準の指定が承認された。

### (参考) 地域医療対策協議会での意見聴取について

申請者の時間外・休日労働時間が長時間となることについて、次の点から総合的に勘案し、やむを得ないものであるかどうか。

①勤務医師数、業務内容、時間外数    ②宿日直許可の状況    ③医師の健康確保措置（面接指導、インターバル）の計画

④その他医師が働きやすい環境づくりの実績・計画    ⑤（C-1の場合）臨床研修医、専攻医の確保を進める取組